

障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

1 事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

2 定員超過について

(1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常に利用定員を超えていたりする状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q & Aの「利用人数が恒常に利用定員を超えていたりする状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人數が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

(例) 利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

$$\cdot 10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} = 220 \text{ 人(延べ障害児数)}$$

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が 220 人を超えない場合、「利用人数が恒常に利用定員を超えていたりする状態」には該当しない。

3 定員超過利用減算について

原則、次の（1）及び（2）の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、（1）又は（2）の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

（1）1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 50 人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例1) 定員 10 人の場合… $10 \text{ 人} \times 1.5 = 15 \text{ 人}$

- ・ 1日の障害児の数が 15 人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 16 人 : 定員超過利用減算となる。

(例2) 定員 5 人の場合… $5 \text{ 人} \times 1.5 = 7.5 \text{ 人} \rightarrow 8 \text{ 人}$ (小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が 8 人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 9 人 : 定員超過利用減算となる。

② 利用定員 51 人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例) 定員 60 人の場合… $60 \text{ 人} + (60 \text{ 人} - 50) \times 0.25 + 25 = 87.5 \text{ 人} \rightarrow 88 \text{ 人}$ (小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が 88 人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 89 人 : 定員超過利用減算となる。

(2) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 12 人以上の場合

直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間にについて障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例) 利用定員 30 人、1 月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $30 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 1,980 \text{ 人}$
- ・ $1,980 \text{ 人} \times 1.25 = 2,475 \text{ 人}$ (受入可能延べ障害児)
⇒ 3 月間の総延べ障害児数が 2,475 人を超える場合に減算となる。

② 利用定員 11 人以下の場合

直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例) 利用定員 10 人、1 月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $(10 \text{ 人} + 3) \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 858 \text{ 人}$ (受入可能延べ障害児)
⇒ 3 月間の総延べ障害児数が 858 人を超える場合に減算となる。

(3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1) 及び (2) と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受け入れ可能人数を算出するものとする。

(例1)利用定員30人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援… $10\text{人} \times 1.5 = 15\text{人}$
 - ・ 1日の障害児の数が15人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害児の数が16人 : 定員超過利用減算となる。(児童発達支援のみ)
- 生活介護… $20\text{人} \times 1.5 = 30\text{人}$
 - ・ 1日の障害者の数が30人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害者の数が31人 : 定員超過利用減算となる。(生活介護のみ)

(例2)利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援
 - ・ $10\text{人} \times 22\text{日} \times 3\text{月} = 660\text{人}$
 - ・ $660\text{人} \times 125\% = 825\text{人}$ (受入可能延べ障害児数)
⇒ 3月間の総延べ障害児数が825人を超える場合、児童発達支援は減算となる。
- 生活介護
 - ・ $20\text{人} \times 22\text{日} \times 3\text{月} = 1,320\text{人}$
 - ・ $1,320\text{人} \times 125\% = 1,650\text{人}$ (受入可能延べ障害者数)
⇒ 3月間の総延べ障害者数が1,650人を超える場合、生活介護は減算となる。

(4) やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い

(1)から(3)における障害児の数の算定に当たり、災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は除くことができるものとする。

なお、2の(2)に記載したQ&Aにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

※ (1)～(4)の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(5) 定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、(1)又は(2)の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4 (令和3年5月7日)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること(例:利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること)を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員10人の場合で12人利用するときに、児童指導員又は保育士を2人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修制度及び障害児通所支援事業所の人員配置基準の改正について

- サービス管理責任者及び児童発達管理責任者の研修体系見直しに伴う経過措置は、令和5年度末(令和6年3月31日)に終了します。

1. サービス管理責任者等研修(旧体系)受講者

令和5年度末(令和6年3月31日)までに、サービス管理責任者等更新研修を受講することが必要です。

※サービス管理責任者等更新研修は5年毎に受講

2. サービス管理責任者等基礎研修受講者

(平成31年度～令和3年度の基礎研修受講者)

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなされています。

具体的には、基礎研修終了後3年以内で2年以上の実務経験を積み、サービス管理責任者等実践研修を受講する必要があります。

※実践研修修了後、5年毎に更新研修を受講

・平成31年度(令和元年度)基礎研修受講者

基礎研修終了後、2年間の実務経験 + 令和4年度に実践研修を受講

・令和2年度基礎研修受講者

基礎研修終了後、2年間の実務経験 + 令和5年度に実践研修を受講

・令和3年度基礎研修受講者

基礎研修終了後、2年間の実務経験 + 令和6年度に実践研修を受講

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの基準人員として事業所に置くべき従業者の資格要件の経過措置は、令和4年度末(令和5年3月31日)に終了します。

1. 基準人員として事業所に置くべき従業者の資格要件の経過措置

令和3年3月31日までに指定を受けている事業所は、令和5年3月31日までの間は、基準人員として事業所に置くべき従業者の資格要件として、「障害福祉サービス経験者」を含めることができます。

2. 令和5年度(令和5年4月1日)以降の基準人員

従業者の資格要件として認められるのは「児童指導員又は保育士」のみとなり、「障害福祉サービス経験者」は除外されます。
「児童指導員又は保育士」で、基準と満たす必要があります。

サービス管理責任者及び児童発達支援体系等の研修体系等の見直し概要

【H31.3.7 厚生労働省資料】

関連総合



実務経験

相談支援業務 5年
直接支援業務 10年
有資格者による相談・直接支援 3年

【現 行】

【一部緩和※1】実務経験

相談支援業務 5年
直接支援業務 8年
有資格者による相談・直接支援 3年

【改定後】

【分野別】研修の修了



※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

見直し内容の詳細 (H31.4～)

【現 行】

※1 実務経験の一部緩和

直接支援業務 10年

実務経験を満たして研修受講

- ・相談支援業務 5年
- ・直接支援業務 10年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年

※2 配置時の取扱いの緩和

研修修了後にサービス管理責任者として配置可

※3 研修分野統合による緩和

- 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施
- 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可

【改定後】

直接支援業務 8年

※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。

基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講

【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)

- ・相談支援業務 5年→3年
- ・直接支援業務 8年→6年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年

既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。

- サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施
- 他分野に従事する際の再受講は必要なし

- 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

H31.4～(新体系移行)

サービス管理責任者
等研修(旧体系)
受講

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能

サービス管理責任者等
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る。

基礎研修受講了時点において実務要件を満たしている場合は、
基礎研修を修了するまでの**3年間**は、サービス管理責任者等の
実務要件を満たしているものとみなす。

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

入職

<実務経験>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務**8年**以上

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

基礎研修受講後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

14 -

児童発達支援管理責任者の要件について

(1) の実務経験かつ (2) の研修要件をみたすこと。

(1) 実務経験

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ① イ及びロの期間が通算して5年以上で、当該期間からハの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ② ニの期間が通算して8年以上で、当該期間からホの通算期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ イ、ロ及びニの通算期間からハ及びホの通算期間を除いた期間が3年以上かつハの通算期間が5年以上である者

《児童発達支援管理責任者 実務経験一覧表》

	次の(1)から(6)に掲げる者が、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間
イ	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者
	(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者
	(6) 病院若しくは診療所の従業者又はこれらに準ずる者で、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・ロに掲げる資格を有している者 ・イの(1)から(6)に掲げる従業者の期間が1年以上の者
	次の(1)から(5)に掲げる者であって、以下のいずれかの資格を有して、 直接支援の業務 （身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主任用資格者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・保育士、児童指導員用資格者（※1） ・精神障害者社会復帰指導員 (以下「社会福祉主任用資格者等」という。)
ロ	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床（病院又は診療所の病室であって医療法に規定する療養病床）その他これらに準ずる施設の従業者
	(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる施設の従業者
	(3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
	(4) 特例子会社、助成金受給事業所（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所）その他これらに準ずる施設の従業者
	(5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらに準ずる機関の従業者

ハ	老人福祉施設（※3）、救護施設、更生施設、介護老人保健施設（※4）、地域包括支援センターの事業者が、 相談支援の業務 に従事した期間
ニ	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、老人居宅介護等事業（※5）、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主任用資格者等である者が 直接支援の業務 に従事した期間
ホ	口の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間
ヘ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

根拠：「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」

(平成24年3月30日号外厚生労働省告示第230号)

(※1) 児童指導員用資格者

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号) 第43条に定められた、以下のうちいづれかに該当する者

ア	地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者
イ	社会福祉士の資格を有する者
ウ	精神保健福祉士の資格を有する者
エ	大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を専修する学科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
オ	大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者
カ	大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を選考する研究科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
キ	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、又は社会学を専修する学科、若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
ク	以下の者で、2年以上児童福祉事業（※2）に従事した者 ・高等学校、又は中等教育学校を卒業した者 ・大学への入学を認められた者 ・通常の課程による12年の学校教育を修了した者（これに相当する学校教育を修了した者を含む） ・文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者
ケ	幼稚園、小・中学校、高校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者で、都道府県知事が適當と認めた者
コ	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適當と認めた者

(※2) 児童福祉事業

児童福祉法に基づく以下の事業及び幼保連携型認定こども園を経営する事業

ア 第1種社会福祉事業

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）及び児童自立支援施設

イ 第2種社会福祉事業

障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター

ウ その他事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(※3) 老人福祉施設

老人福祉法（昭和38年法律第133号）の第5条の3に規定される次の施設

- ・老人デイサービスセンター（介護保険法にいう「通所介護」等）
- ・老人短期入所施設（介護保険法にいう「短期入所生活介護」）
- ・養護老人ホーム、
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・老人福祉センター
- ・老人介護支援センター

(※4) 介護老人保健施設

「老健（ろうけん）」とも言われ、介護保険が適用される介護サービスで、在宅への復帰を目標に心身の機能回復訓練を行う施設

(※5) 老人居宅介護等事業

老人福祉法（昭和38年法律第133号）の第5条の2第2項に規定される、身体上または精神上の障がないのために、日常生活に支障がある人などを対象にして、居宅での入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談などの便宜を供与する事業（介護保険法にいう「訪問介護」等）

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上あり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

（2）研修要件

①及び②を修了すること。

①「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「実践研修」

※基礎研修は、（1）の実務経験に2年満たない段階から、受講可能。また、実践研修は、基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援又は直接支援の業務に従事した者が受講可能。

※実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、同年度以降の5年度ごとに、「更新研修」を修了すること。

（例）令和3年12月15日に実践研修を修了した場合、令和4年度が初年度となるため、令和8年度までに更新研修を修了する必要がある。

②「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」

※旧障害者ケアマネジメント研修修了者についても該当する場合がある。

資格要件に関する経過措置

- 旧体系研修受講済みの者（平成30年度までに次の①及び②の研修を受講済みの者：①「サービス管理責任者研修」又は「児童発達支援管理責任者研修」②「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」）⇒令和5年度末までは、更新研修受講前でも児童発達支援管理責任者とみなす。旧体系研修受講者は、令和5年度末までに、更新研修を受講する必要がある。
- 基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了し、かつ（1）の実務経験を満たしている者（令和元年度～3年度までに修了した者に限る。）⇒研修修了後3年間は、実践研修を受講していなくても、児童発達支援管理責任者とみなす。この場合、修了後3年以内に実践研修を受講する必要がある。

○ 児童発達支援管理責任者配置時の取扱いの緩和

既に児童発達支援管理責任者が常勤で1名配置されている場合は、基礎研修修了者は、2人目の児童発達支援管理責任者として配置可能であり、個別支援計画原案の作成が可能になる。

○ やむを得ない事由（急病や急な退職の申し出等）により児童発達支援管理責任者が欠けた場合

実務経験者である者については、当該事由の発生した日から起算して1年間は、資格要件を満たしているものとみなす。